

☎ 困 子ども課 幼児教育保育係 (☎内線 1162)
 ☎ 住 民 福 祉 課 福 祉 子 ども 係 (☎内線 2153)

令和5年4月からの新入園児を募集します

保育園や認定こども園などの利用に

は、保育の必要性や利用施設に応じた認定申請が必要です。

認定には3種類あります。あなたの認定区分をチャート図で確認しましょう。

保育を必要とする事由

保護者が次のいずれかの事由に該当し、家庭での保育ができない場合、チャート図の「保育を必要とする事由」に該当しますか?の部分がい「は」になります。

① 就労(月64時間以上の就労が必要)

⑦ 就学

② 妊娠・出産

③ 保護者の疾病・障害

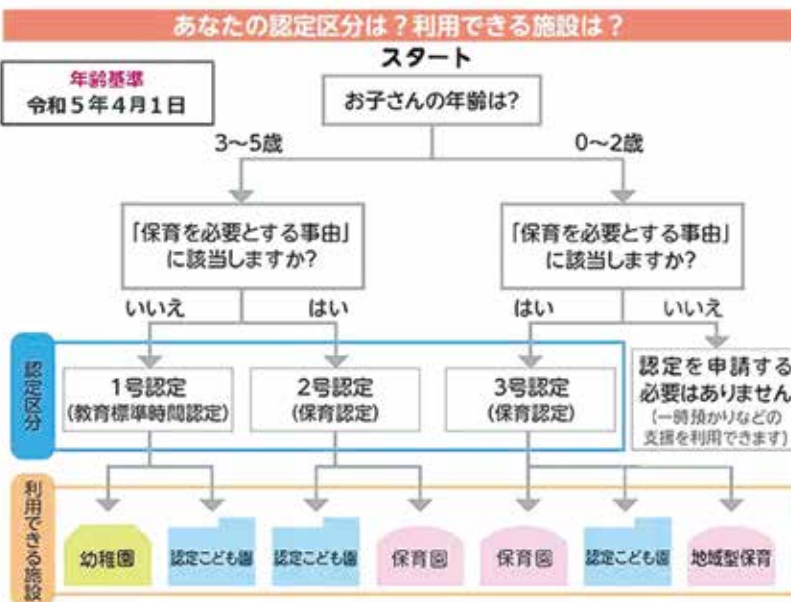
④ 同居または長期入院などを行っている

⑤ 災害復旧

⑥ 求職活動

⑧ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であると認められる

⑨ その他



申込書類

8月26日(金)から各施設(次ページの表を参照)または☎子ども課・☎住民福祉課で配布します。

認定こども園を希望する場合は、申込書類のほか、別途入園願書などが必要になる場合がありますので、あらかじめ各施設に確認してください。

申込期間

9月16日(金)~30日(金)

申込期間内に申込書類を第一希望の園に提出してください(先着順ではありません)。

※市外の保育園などを希望する場合は、☎子ども課で手続をしてください(土・日曜日、祝日を除く)

※園によって、方針や取組はさまざまですので、必ず事前に希望する園をお子さんと一緒に訪問してください